

“働く場” で実践する男女平等

男女が対等に働ける環境の整備として、男女雇用機会均等法が改正されるなど、制度面の充実は進んできています。しかし、近年、非正規雇用者の割合は高まっており、正規雇用者との賃金格差は拡大してきています。非正規雇用者の多くは女性であることから、賃金格差の是正など、事業者・経営者の理解を深め、協力を得ていくことが不可欠です。働く環境が厳しさを増していることから、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの増加が懸念され対策が望まれます。

意識の面でも採用や待遇、昇進・昇格など就業の場での不平等を感じる市民は依然として多く、「男女平等市民意識調査（平成19年度）」においても、職場で男女の地位は平等になっていると答えた市民の割合は19.0%に過ぎません。

西東京市では、出産・育児を契機に一旦仕事を離れ、子育てが一段落してからパートなどに再就職する女性の割合が高く、子育て後の再就職のための技術取得等の訓練や、雇用の場の拡大が望まれています。

加えて、人口減少や少子高齢化により、地域社会の担い手として、男女ともにその能力を社会に発揮することの重要性が高まってきていることから、仕事と生活の調和の実現への注目が高まっています。ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を進め、その実現に向けて、労働時間の短縮や育児・介護休業制度の普及・啓発をすすめることが必要です。

また、ライフステージの変化などに応じた柔軟な働き方などを支援していくための環境の整備も求められています。

6

働く場での男女平等参画促進

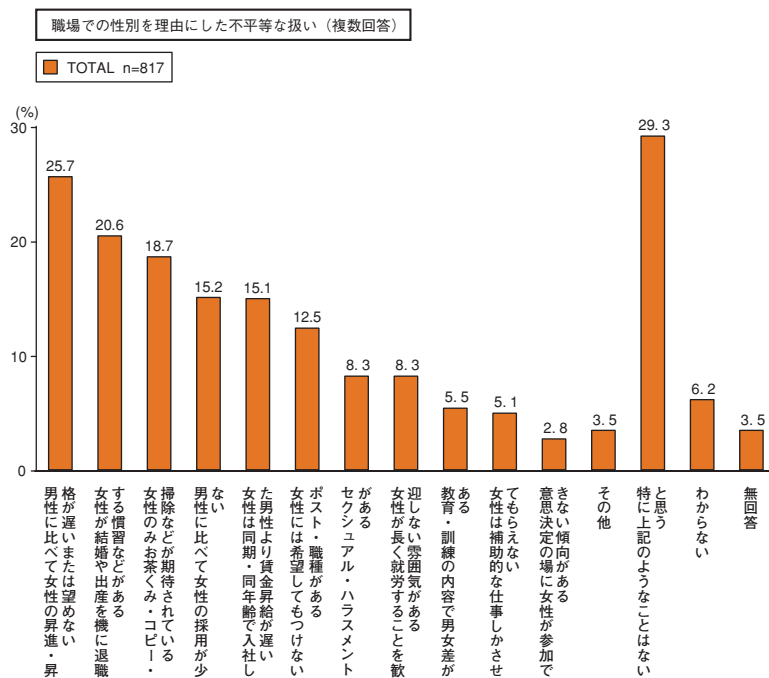
育児等で仕事を離れた女性の再就職を支援するなど、就労機会の拡大を図ります。また、労働関係法令などの周知や、労働相談の実施などを通じ、職場での男女差別等の課題解決を支援します。

働く場での男女平等参画促進のために男女の均等待遇の確保、女性の職域拡大・管理的立場への女性の参画に向けたポジティブ・アクションの推進を図り、意欲と能力のある女性の管理職登用を促進するしくみを推進します。また、女性農業者の経営参画や活動を支援します。

施策

- ① 女性の就労機会の拡大
- ② 職場における制度・慣行の見直し
- ③ ポジティブ・アクションの推進
- ④ 女性農業者への支援

■ 職場での男女不平等の実態 — 女性の昇進・昇格は男性に比べて遅れていると感じている人が多い。



資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
女性の就労機会の拡大	さまざまな関係機関と連携し、就労機会を拡大するための取り組みを行います。 また、働きたい女性のための保育付き講座を実施し、女性の就労を支援します。	無料職業紹介事業の充実	↗	産業振興課
		保育付き女性の就労準備講座の実施	↗	産業振興課
		保育付き再就職支援講習会等の実施	!	生活文化課
職場における制度・慣行の見直し	都や商工会など関連機関と連携をとりながら、市内事業所に対し、事業所内における男女に不平等な制度や慣行の見直しを働きかけます。 また、働く人が気軽に相談できる機会の提供や、市内の実態把握に努めます。	市内企業・事業所への男女雇用機会均等法などの労働関係法令の啓発促進	↗	産業振興課
		苦情処理機関設置の検討(セクシュアル・ハラスメントに対する相談や申し立てを含む)〔⑫⑬にも掲載〕	→	生活文化課
		セクシュアル・ハラスメント等の訴訟費用の貸付制度導入の検討〔⑫にも掲載〕	→	生活文化課
		労働相談情報センター等と連携した労働相談の実施	↗	産業振興課
		市内企業に対する男女平等についての講演会等の開催	→	生活文化課 産業振興課
		市内企業の男女平等意識調査の実施	→	生活文化課 産業振興課
		市内事業者団体との連絡会の開催(男女共同参画に関する意見交換)	!	生活文化課
ポジティブ・アクションの推進	男女の均等待遇の確保、女性の職域拡大・管理的立場への女性の参画に向けた積極的な登用促進策が実施されるよう、啓発に努めます。	ポジティブ・アクション*の普及・啓発	→	生活文化課 産業振興課
		市内企業・事業所への労働関係法の啓発促進	↗	産業振興課
		市内企業に対する男女平等についての講演会等の開催	→	生活文化課 産業振興課
女性農業者への支援	家族の話し合いをベースとする家族経営協定の締結の促進を図ります。 女性農業者の交流機会の拡大を図り、組織の強化や新たな組織づくりを支援します。 また、女性農業者の農業技術の向上や、農産物加工による起業を支援します。	認定農業者の要件に家族経営協定の項目を入れるなど、環境の整備	!	産業振興課
		交流の場づくりと組織づくりの支援	→	産業振興課
		研修等への参加の促進と農産物加工の体制づくりの支援	→	産業振興課

区分：新規 = ! 継続 = → 拡充 = ↗ 網掛けは重点的な取り組み

ポジティブ・アクション

「ポジティブ・アクション」とは、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差がある時、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのことである。ポジティブ・アクションは、単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性は男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を「是正」するための取り組みである。

7

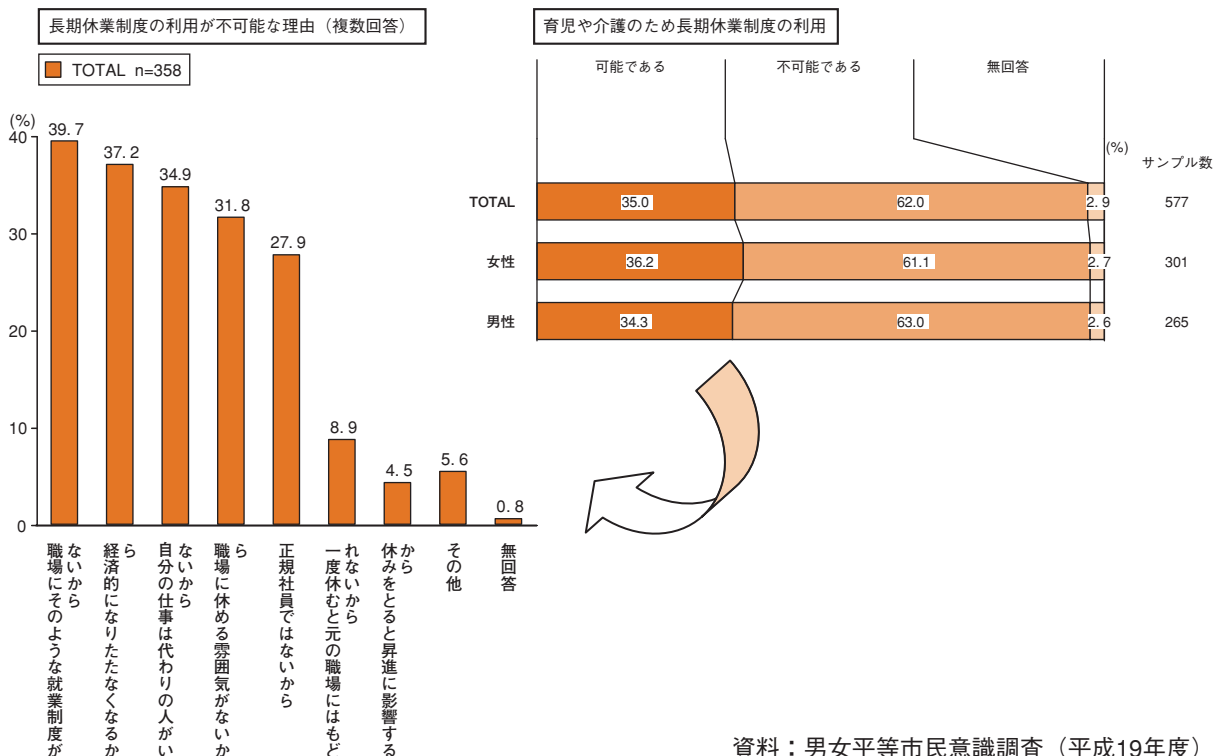
ワーク・ライフ・バランスの実現

男女ともに、人生のライフステージに仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について自らの希望するバランスをとりながら生活できるワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。個々人が望む生き方を自分自身で柔軟に選択し、仕事も生活もともに充実できるよう、国や都などの関係機関と連携して、育児・介護休業などの各種制度の周知や職場の雰囲気・環境の改善、労働時間の短縮に向け、事業者・市民への啓発を行います。

施策

- ① ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発
- ② 労働時間短縮に向けた取り組み
- ③ 育児・介護休業の取得促進

■ 育児・介護休暇利用の実態 — 6割の人は利用できない。その理由は職場に制度がないことが一番。



施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進のための情報提供を図ります。	市民を対象とした、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーや情報提供	!	生活文化課
労働時間短縮に向けた取り組み	仕事と家庭・地域生活のバランスがとれるよう、国や都などの関係機関と連携して、企業や事業所に働きかけ、労働時間短縮を促進します。	企業・事業所を対象とした、労働時間短縮に向けた啓発誌の配布	↗	産業振興課 生活文化課
		市民を対象とした、労働時間短縮に向けた啓発誌の配布	→	生活文化課
育児・介護休業の取得促進	育児・介護休業法に関する企業・事業所の理解を深めるため、情報提供を行います。 また、先進的な取り組み事例を情報誌等で紹介するなど、制度整備や利用の利点を周知します。	企業・事業所を対象とした、育児・介護休業法周知のための啓発誌の配布	→	産業振興課 生活文化課
		市民を対象とした、育児・介護休業制度に関する啓発	→	生活文化課
		男性市職員の育児休業取得の啓発	↗	職員課

区分：新規 = ! 継続 = → 拡充 = ↗ 網掛けは重点的な取り組み

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことである。

8

多様な働き方を支援する環境の整備

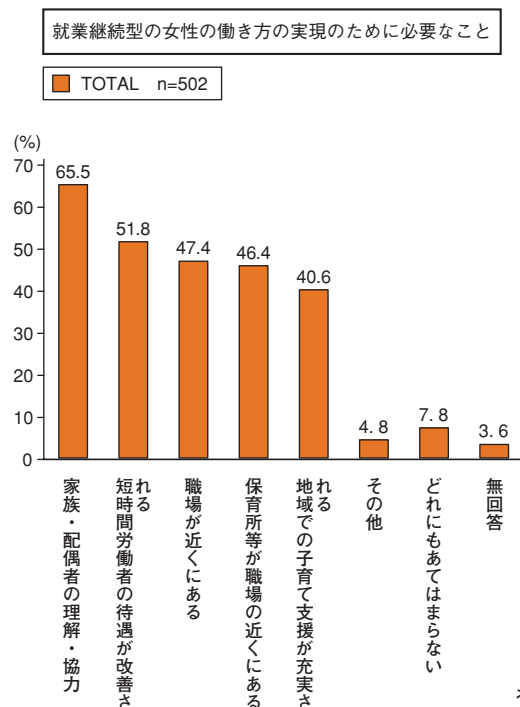
男女が多様な価値観やライフステージの変化などに応じて、柔軟な働き方を選択でき、その職務や働き方によって不利な状況にならないよう、労働に対する適正な処遇・労働条件の公正さが確保されることは重要な課題です。パートタイム労働や派遣労働・テレワーク（在宅ワーク）などの多様な働き方が広がっていますが、さまざまな就業形態の人々の利益や権利・事業者が守るべき指針・関係法令などについて事業者・市民に周知し、的確な情報提供を行います。また、起業（企業・NPO）を目指す女性に対して、知識や方策に対する情報提供、相談、学習機会の提供を行い、支援の充実を図ります。

施策

- ①均等待遇に基づく多様な働き方への支援
- ②女性の起業（企業・NPO）、自営業への支援

■ 女性の職業継続

—短時間労働者の待遇が改善されれば、女性の職業継続が可能と考える人が多い。



資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
均等待遇に基づく多様な働き方への支援	事業者や市民に対してパートタイム・派遣労働等の労働条件向上のための啓発を行います。	パートタイム労働法・労働者派遣法の普及啓発	↗	産業振興課 生活文化課
		パートタイム、アルバイト、派遣労働、テレワーク（在宅ワーク）等に関する情報提供	↗	産業振興課 生活文化課
女性の起業（企業・NPO）、自営業への支援	西東京創業支援・経営革新相談センター等と連携して、相談や講座の開催など、起業を支援する取り組みを行います。 起業に関する知識や手法に対する情報提供、相談、学習機会の提供を行い、支援の充実を図ります。	起業相談の実施	→	産業振興課
		起業（起業・SOHO 創業）情報の提供や講座の開催	↗	公民館 産業振興課
		NPO 法人、コミュニティビジネスなど起業に関する情報提供、相談、学習機会の提供	!	企画政策課

区分：新規 = ! 継続 = → 拡充 = ↗ 網掛けは重点的な取り組み

Column ③

ワーク・ライフ・バランスの取組み

一人ひとりが豊かに生きていくために「ワーク・ライフ・バランス」を心がけることが重要です。ここでは、国や都での取組みを紹介します。

ひとつ「働き方」を変えてみよう!

カエル! ジャパン

Change! JPN 

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

現代人の生活が変化し、仕事と家庭の両立が困難になっているとして、内閣府は平成19年12月、「仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。憲章・指針では「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」を達成するため、企業・自治体など社会全体で推進していく必要性が示されています。

○TOKYOはたらくネット

東京都労働局が運営するホームページです。家庭と生活の両立のためのさまざまな取組みや定期的を実施されている男女雇用平等参画状況調査の結果を見ることができます。

○ポジティブ・アクション実践プログラム

東京都が作成する「企業がポジティブ・アクションに取り組む際の指針」となるプログラムです。平成15年から策定され始め、あらゆる規模の企業・使用者・労働者からの意見を踏まえ、平成20年1月には第4版が策定されました。段階に応じた実践的なプログラムとなっています。

上記取組みについては以下のホームページをご覧ください。

★仕事と生活の調和推進ホームページ URL：<http://www8.cao.go.jp/wlb>

★TOKYOはたらくネット URL：<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp>
(ポジティブ・アクション実践プログラムもこちらからご覧になれます。)